

助詞「は」のモダリティを表す機能について

山倉 佐恵子

(丸田 博之ゼミ)

1：はじめに

助詞「は」が題目提示でもなく、具体的な対比事項が読み取れない用法がある事は多くの先行研究でも述べられてきた。その用法が対比とされつつも、具体的な対比事項を読み取れない「は」はなぜ必要とされているのか。文内で対比のみをその機能とするのならば、対比的事態に具体性が薄まれば、それとともに「は」の必要性自体も失われていくと思われる。それにもかかわらず対比事態を読み取れない「は」が数多く存在するという事は、対比の薄まりにつれてそれに対する別の補完的機能があらわれているのではないかと推測することができる。本論では「は」の特性を「排他」、それにより現れる表現効果が「題目提示」「対比」という立場に則り、「は」の排他性により現れる対比の補完的な表現効果を見出す事が目的である。具体的には述語部内で動詞を結合する「は」について、モダリティを表す機能、発話態度を示す役割を担っていることを証明したいと考える。

先行研究で述べられてきた、対比的事態の読み取れない「は」とは、例えば以下のようなものである1。

- (1)「私が船山孝太郎だか、まことにお手数ながら、あなたが今おっしゃった事をもう一度繰り返してみてもは下さらんか」(青木 1992 : p277)
- (2)「I S Uは、いつかそういうカテゴリーも作ってはくれないだろうか」(川俣 2010)
- (2)「知っていれば、雨がふるのに、岩のほうまで行きはしないわ」(青木 1992 : p274)

これらの例文を見たとき、その文のモダリティに共通点を見ることができよう。述語句内に認められるこのような「は」は文の発話態度の部

分に何かしらの関係があり、影響をあたえるのではないかと考える。この「は」は主に聞き手がいる状況で出現し、発話者の要求や意志を伝えている。もちろん、こういった文の中で必ず「は」が現れるというわけではない。聞き手が存在する状況で現れるという特徴から、この「は」が相手に対する発話状況に何らかの意味をあたえる役割、相手への態度などを表す役割を担っているのではないかと考える。

そこで、まず意味の面から、「は」が現れる文の共通点を見てその特性を見ていきたい。発話相手に対する態度の提示ということで、特に対話対象が必要とされる文、依頼文とそこから聞き手の存在が少し薄れた文、意志文で、「は」の役割を確認していく。

本論での、モダリティの定義については「現実との関わりにおける、発話時の話し手の立場からした、言表事態に対する把握のし方、および、それらについての話し手の発話・伝達の態度のあり方の表し方に関わる文法的表現」(仁田 1991)という捉え方をとり、その分類も今回は主に(仁田 1991)に従う。

述語内の「は」がその述語とその事態に対する捉え方とを二分結合(尾上 1995)したものだとする見方は尾上 1981 がある。

一文の成立(結合)に基本的な二項を、主語と述語など外面的な二部分には求めず、文の叙述内容とその“認め方”との内面的二要素(肯定・否定)に求めた二部結合である。従って「は」で確認されるのは「しかじかの内容が成立するか、しないか」という面での判断である。結合を確認される二要素のうち、叙述内容の方はまさに文形として形態的にとらえられるからよいのだが、“認め方”そのものは通常は文の形の中に認めがたく内在しているものであって、特にどの語として取り出せ

るものではない。そこでやむを得ず補助用言「ある」「する」、「ない」「しない」とかの形で形態的に分出させて、その二者を結合するという方法をとるのである。文構成の基本的な二項の二部結合ではないから、対比の色、特に“譲歩的”な気持ちが強くなる。(尾上 1981 107 項上)

ここでは対比とともに現れる効果は「譲歩的」なものとして述べられている。尾上 1981 の中で取り上げられた例文はいわゆる判断のモダリティ 2 を持つ文である。この「譲歩的」意味合いも、発話者の捉え方や態度に「は」は影響があたえているものとみることができる。以下では依頼文の中で類例をあげ、「は」の特性を明らかにしていきたい。

2. 依頼文での「は」

- (1)「私が船山孝太郎だか、まことにお手数ながら、あなたが今おっしゃった事をもう一度繰り返してみても下さらんか」(青木 1992 : p277)
- (2)「I S U は、いつかそういうカテゴリーも作ってはくれないだろうか」(川俣 2010)
- (3)「今度は一つうちの雑誌に小説を書いては頂けないでしょうか」(或恋愛小説)

これらは上述の例などから依頼形のモダリティを取り出した文である。

依頼文内での「は」その要求内容<PをQするコト>と依頼のモード<～(シテ)クレルカ、クレナイカ>を二部結合している。要求内容を並列的事態から取り立て、依頼のモードと立場の差があることを示しているのである。「は」の取り立て方は並列事態の排他によりおこなわれるから、<要求内容の並列的なものは不成立である>を示していることになる。

では<その要求内容の並列的なものは不成立である>ということが認知されていることは依頼の状態にどういった意味の効果を与えるのだろうか。一般的に要求事項<P>が<P'>でなければ成立しない—それが<P'>や<Q>になった場合は成り立たない—という状況であれば、その要求している態度というのは依頼の成立を望む場

合、依頼者に対して消極的な方向の意味合いになるものと思われる。そのマイナス方向の意味内容が「は」によってあらわれるだろうという視点で例文をみしてみる。

まず先ほどの文を「は」の無い状態にしてみることで確認することができる。

- (1')「～もう一度繰り返してみても下さらんか」
- (2')「～そういうカテゴリーも作ってくれないだろうか」

例文がもつ発話者の在り様に違いが感じられるだろう。この「含みの態度表明」の効果をも仮に<強制力の低下>と定義して、他の例文との共通点を確認していきたい。

この強制力を基準とする観点はその原文の要求遂行への圧力が強いほど、はっきりと違いを見て取ることができる。ではまず通常、依頼文より強制力が強いとされる命令文に現れる「は」についてどのような効果があるかみていこう。

2：命令文での「は」

述語部では「は」は多くの場合、否定形にしか出現することはできない。「は」と否定形に深い関わりがあることは度々示唆されているが、ここではモダリティという観点からの考察として、否定との関わりについてはのちの機会としたい。「は」は否定形命令文つまり禁止文にしか出現することができないという前提のもとで例文をみていく。

- (5)「来てはいけない」(或る女)
- (6)「馬子! あんまり嚇してはいけない!」(神秘昆虫館)
- (7)「行きはするな」

- (5) (6) が判断の発話<～テハイケナイ>形であり、「は」のない形は存在しない。
- (7) は命令文に「は」を挿入した文である。

ここでも依頼文と同じように強制力という主体の態度からどのような変化がおきているかを考察していく。まず<～テハイケナイ>文から見てい

助詞「は」のモダリティを表す機能について

くが、この形は聞き手の動作を止めることを望みはしているが、要求ではなくその判断の発話であるということが大きな特徴である。この形に限らず、判断文は終助詞「わ」との共起が出来る。もちろんこれは命令文ではできない。3

- (5) 「来てはいけないわ」
 (6) 「嚇してはいけないわ」
 (5') * 「来るな(わ)」
 (6') * 「盗るな(わ)」

「わ」は希望を表す助動詞であり、その希望が行動まで伴ってしまうと共起はできない。つまり<～テハイケナイ>文は話者の希望を述べただけに過ぎず、相手への行動の遂行・禁止させるという点までは文意をもたないということになる。

これらはその共起できる動詞から<強制力の低下>を感じることができる。通常禁止文では、語用論的な立場からその動作が目前で遂行中かいかで「実行中の行動を阻止する文」と「まだ実行はされていないがそれを未然に防止する文」に分けることができる。これについての詳細は、仁田1988の論文を引用する。

禁止では、禁止されている事態が実現されていない場合だけでなく、実現されている場合に対しても、禁止の表現を使うことができる。例えば、(16) 喋ルナ 座ルナ

は、喋っている人間・座っている人間、つまり、禁止しようとしている事態が未だ実現されていない場合（続行阻止）だけにではなく、喋っていない人間・座っていない人間、つまり、禁止している事態が実現している場合（未然防止）に対しても、使用される。

そして禁止形ではその行為が今実現されているか、されていないかという点で使える動詞に差異がある。この点から論じた時に、例文(7)と同形態の文（以下、「は禁止文」と呼ぶ）は「未然防止」の形しか取れないことが証明できる。まずその動詞が意味的に「実行前の中止」という形がとれないものは、「は」が入ると不自然になる。

- (7) * 生きはするな / 生きるな
 (8) * 来はするな / 来るな

これは談話的な感覚からも確認できる。例えば、まだ何かを飲む前の人間に忠告として「飲みはするな」ということは可能だが、今飲んでいる最中の人間に「(あつ、) 飲みはするな」と発言すると逸脱文になってしまう。

未来に行われる行動の禁止というのは、忠告文ということもできる。「は禁止文」が忠告文になるということは、通常は禁止として使う事の出来ない動詞、その動きの達成・成立が自己制御外にある動詞にも使用できることで証明できる。

- (9) 愛しはするな
 (9') * (おい、) 愛するな

以上の結果をまとめると以下のようになる。

<～テハイケナイ文>

：聞き手への行動要求ができない。例文(5)

(6)

<は禁止文>

：行動要求はできるが、既に遂行中はできない。(7)

<禁止文>

：行動要求ができ、遂行中止もできる。

この行動要求はできないということと、遂行中止はできないということは両者とも強制力からみると、「は」の命令形は目の前で遂行中の行動を止めるという所まで、その要求に力を持たないことができる。他人が行動していることを、変更するというほどの強制力が「は文」にはないのである。

この形がおこる理由を「は」の機能から考えると、依頼文と同様に<P'>では要求が成立しない事、並列的事態の不成立を含意しているからと言える。そのような状況で命令をするというのは場面が限られるように、文法的には可能性があるにもかかわらず、<は禁止文>は<～テハイケナイ>形に比べ実際の例文での出現が筆者は確認できなかった。

3：誘いかけ文での「は」

依頼文に比べその強制力が高い文には、<誘いかけ文>（仁田 1991）がある。誘いかけとは<話者が行為をすることを前提とした上で、聞き手にも行為の遂行・意志の顕在化を促す文>である。これは「話者が了承したうえでの行動要求」という点で、依頼文よりも聞き手への圧力が増す。まず<～シヨウ>形が通常、意志主体に第三者も巻き込むことで、行為を他者へ促す文となる。ここではまず、その人称に通常の文とは違い制限があることからその違いが確認できる。

(10) (私達が) 書こう。

(10') ? (私達が) 書きはしよう。

(10) が持つほどの自然さを (10') は持つことができない。これは「は」が態度提示であるので、この場合では第三者も発話者が態度を言える、決定できるものとしなければならぬ使用状況の狭さが不自然さを生むのだと考えられる。

そしてこの形の<強制力の低下>を表すものとして、他者への行為誘導ができなくなるという点がある。これは人称を明示せずとも「は」により不自然になる文である。

(11) さあ、歌いましょう。

(11') * (さあ、) 歌いはしましょう。

これも (10) と同様に、行動の主体と発話者にズレがあるために不自然となる。

<～シヨウ>形勧誘文は聞き手の意向を伺わずに、その行為遂行をも宣言しているという文であるため、「は」の機能を「不成立事態の含み」の態度表明とみると、場面状況がかみ合わず、共起ができなくなるのだと考えられる。

(11) ? (* 私が / * 私達が) 書かない。

(11') ? (* 私が / * 私達が) 書きはしない。

(11'') (私は / 彼は / 私達は) 書かない。

(11''') (私は / 彼は / 私達は) 書きはしない。

否定形にすると人称を宣言すること自体が不適

格になってくるが、一人称と三人称の差も見えづらくなってくる。これは“書かない”という意味が意志ではなく、判断文にずれ込んでいるからだと考える。その証拠にこの場合では「彼は」などの三人称も共起できる。そして「よしっ」などを含み、今決められた意志だとすれば不適格になる。(11''') * (よしっ、) 私達は書きはしない！

次に<～シヨウカ>形の誘いかけ文をみていく。この形も通常は、<～シヨウ>と同様に複数人称をとれば、聞き手の行為遂行を促す形をとることができる。しかし「は」形になるとその意味は意向の確認へとかわっていき、その考えの幅をあたえない文は不適格文となる。

(12) (私が / 私達が) 書こうか。

(12') (私が / 私達が) 書きはしようか。

(12'') * (よしっ、) 私達が書きはしようか！

依頼文形の最後としてもう一度<～シテクレナイカ>形に補足を加えたいと思う。この形は意向の確認による依頼という形ではあるが、その行為主体に実質的に話者が含まれなければ、命令文に近い形として機能していく。例えば次のような文がそうである。

(13) 「ちょっと、来てくれないか」(警察から容疑者に) (仁田 1991 より)

(13') # 「ちょっと、来てはくれないか」(〃)

(# は不適格ではないが、その文意が意図された形にはなっていないことを示す。)

ここでも「は」が挿入されたことで、場面状況がかわらずとも、命令が提案までいわゆるトーン・ダウンをしたことが感じられるだろう。

ここで以上の結果をまとめてみる。

(I) 依頼形では、相手の意向を考えるニュアンスが出現する

(II) 命令形では、相手の行為を中止することはできなくなる

(III) 誘いかけ形では、意志形しかとれず、命令形への変化もできなくなる。

この変化に共通するものとして<強制力の低下>に観点を置いて見てきたが、これを比べるとそ

助詞「は」のモダリティを表す機能について

の<強制力の低下>は相手の意向を考慮した依頼のみ表現する、という内容だとみえてくるであろう。この発話内容に対話者の事を考慮して情報調整を行うという機能は、益岡 2007 で終助詞がもつとされる対話態度のモダリティと同様のものではないかと考える。そのことについては5章で再びふれたいと思う。この話者の把握態度を示す「は」を、モダリティ的な「は」の役割としてその存在を他の視点からも確認していきたい。「は」が現れた状態の意味変化を「意志文」でもみていこうと思う。

4：意志形文での「は」について

依頼文では、この「含みの態度表明」を<強制力の低下>という点から考察できたが、強制という観点は、聞き手とそれに対して要求がなければ存在しない。では他のモダリティを持つ文では「は」の存在は成り立つのであろうか。「は」の機能を「不成立事態の含み」と仮定し、それが文内ではどういう意味として表出するかをここではみていく。

まず例文(3)の意志文から見ていくと、

この「は」も含みがある上でのモダリティの特立と考えると意志文の場合、<P'>の上で<～シタイ>、不成立事態を想起した上での意志という事になる。それは話者がその動作をするに何らかのわだかまりがあるという表現になると考える。それを、<動機の低下>を「は」の効果としてみていく。

この<動機の低下>を示すとして、主体がどうしてもやりたいと思っている文では「は」は共起が難しくなる。

(14) 「是非/まかせなさい、私がやろう」

(14) ? 「是非/まかせなさい、私がやりはしよう」

わだかまりがある状態であつ意志を表現する状況が稀なように、意志文では「は」の共起は不自然である場合が多い。しかしその状況を「では」などの条件節で明示すれば、「は」文の不自然さは減少する。

(15) 「それをあげるから」(外部からの影響(報酬))

「じゃあ、行こう / 行きはしよう」

(16) 「それはあげられない」

「じゃあ、行かない / 行きはしない」

しかしこれが行動の束縛の条件がなく、発話した文だと「は」の必要性に疑問が生まれる。

(時刻が9:00であるのを見て)

「あっ、もう帰ろう」

? 「あっ、もう帰りはしよう」

「は意志文」は意志の契機に影響を与える先行発話(環境)を前提とした文だと考えることができる。つまり「は」はそこに具体的事態がなくとも、事態不成立を誘導する条件があることをその存在により暗示する事ができるのである。

要求の有無にかかわらず、「は」が文内で発話態度に影響を与えることが確認できた。

この<相手の意向の考慮>についての考察として、「は」に不成立事態を想起させていることにより起こるのではないかという仮定もあげておく。この「は」の役割をとらえる考え方として<対比>のように“具体的な不成立事態の明示”が役割なのではなく、“不成立事態が存在している可能性”を表すことだとし、後に考察を加えたい。

5：「は」がもつ EXPECT 値のスケールについて

「は」が発話態度を表しているであろうということに関しては、依頼文や意志文で確認ができたと思われる。この不成立事態の想起というのは「は」の特性からだけではなく、その事態の範囲を定義することで感じる事ができる。通常の文では

(17) 今度も書かないか?

と「以前は書いたこと」が前提にあるのを表すのに対し

(18) 今度も書きはしないか?

では「以前も書かなかったこと」を前提として文意を表すのである。

この「は」が不成立事態を想起させる機能を持

つということは、話者の中に想起される事態が複数存在するということでもある。ここで考えられるのが並列事態を添架想起させる「も」と同様に、「は」も「EXPECT 値のスケール」(山中 1991) (以下、E 値のスケール) をもつことができるのではないか、ということである。E 値のスケールとは、澤田 2007 では「話し手が、表現時以前と聞き手との共通知識から提示した要素が、命題関数を満たすことに関して、期待・予測する主観的な評価の度合いである」と定義されている、助詞「も」の機能である。述部の「は」にもこの評価の度合いに差がある、又はあると発話者が感じていることで現れると考えられる。その並列事態の実現可能性の差が、発話者の心内に存在することという解釈を進めていく。この「は」の機能の原因を、そのスケールを仮定することで考察していきたいとおもう。

「は」にスケールがどのように存在するかということは、これらを意志文の実例からみていきたい。

- (3) 「知っていれば、雨がふるのに、岩のほうまで行きはしないわ」(青木 1992: p274)
 (19) 「～、わたしだって考えてはいますわ」(或る女)
 (20) 「～口になど出しはしませんわ」(〃)
 (21) 「～これっばかりも思っはおりません」(〃)

まず先ほどの例文で E 値のスケールがあると考えてその具体性を見ていく。

(19) の場合、不成立事態は「私が考えていないこと」と「だって/でも」による「(彼/彼女)も考えているコト」と仮定できる。

「は」の場合は事態の不成立の暗示であるのでスケールも事態不成立のスケールと仮定しておく。そして「は」はその取り立てたものがスケールから E 値が最少であることを表現するとし意味をみていく。(15) では発話者には彼や彼女は考えていると思われるが、私は思われていないということに反論している。つまり発話者の中には、考えていると思われる人というスケールで、彼/彼女>私、という順序が存在すること

になる。そこから「は」によって取り立てることにより、取り立てたものを強調することと、取り立てられなかったものを含むことが可能になる。通常の「は」では取り立てられたものの強調のみになるが、前章などで見てきたように譲歩的やうしろめたさのような意味が現れるということはそれだけでは説明ができないと考えられる。

これは「私でさえ考えている」ということを示す「意外のも」と同様の働きを必要とする場面で「は」が使われていることになるので、「さえ」などの取り立て詞とも交換が可能である。しかし「は」の場合は、不成立を想定していた事態の実現による意外さではなく、不成立を想定している事態の提示による引け目、ためらいであるから「意外のも」とは聞き手が受け取る意味効果に違いはあるが、その違いも含め見ていきたい。

- (3) 「～岩のほうまで行きはしないわ」
 (19'') 「～、わたし(で) さえ 考えてはいますわ」
 (20') 「～口に さえ 出しはしませんわ」
 (21') 「～これっばかり さえ 思っはおりません」

文により「さえ」か「まで」どちらかしか取れないものがあるが、それは「さえ/まで」がもつ固有の意味の差によるものと思われる。「だって」「まで」などでスケールの意味をより持つものがある場合「さえ」はそちらに付いた方がより自然になるが、無い場合の交換が何の不自然さも生まないことが、この「は」の特徴を示しているといえる。

- (3') 「～岩のほう(へ) 行き さえ しないわ」
 (19'') 「～口に出し さえ しませんわ」
 (22) 笑い さえ 致しません(神秘瀬瀬城)
 (23) 奴など申し さえ 致しません(神秘昆虫館)

そして「モダリティのは」の「さえ」による確認は、意志文だけではなく依頼文でも可能である。

- (1'') 「～もう一度繰り返して さえ 下さらんか」
 (2'') 「～そういうカテゴリーも作っ さえ くれな
 いだろうか」(川俣 2010: p7)

通常の「対比のは」や「テハ文」では意味が逸

助詞「は」のモダリティを表す機能について

脱するか、非文になることと比べても、今回意志文や依頼文に出現した「は」が別箇の意味をもつことを示唆しているのではないかと思われる。

(24) おじいさんは山へ芝刈りに、おばあさんは川へ洗濯に。

(24') おじいさんは山へ芝刈りに、おばあさんさえ川へ洗濯に。

(25) 「買い出しにいこうにも、物々交換の元手を失ってしまっては目的を達する望みはまずなかった」(仁田 1995)

(25') *「～物々交換の元手を失ってしまってさえ目的を達する望みはまずなかった」

これを意志文、依頼文がほとんど意味を変えないことと比べると「は」の機能の違いを考えられるだろう。そしてこの機能の違いを<不成立事態の想起>とし、「モダリティのは」存在を提案したいと思う。

しかしこの「は」は「～テハイケナイ」文などでは、その特徴をみせないなどまだその存在は不鮮明である。そしてモダリティの種類では他に判断や現象事態表記というタイプも紹介されているが、「含み」が話者と態度を示すものだとする以上それらにも「は」も何らかの形で意味効果を与えていると考えられる。

そして今回はほとんど語用論的な観点からしか、この「は」について特徴を述べることしかできなかったが、この「は」の存在が確かであれば、意味的にだけでなく構造的にも制約や規則を見出すことができると思われる。今後、文法的にもこの「は」がもつ制約も考察することで存在を確かなものとしていきたいと思う。この「は」は対話対象が存在する文に出現する。これは発話者への伝達態度の調整を担っているからだと考えられる。この発話の伝達態度の調整というのは終助詞と丁寧体ももつ機能として述べられている。出現位置などの共通点はこの「は」も持つがこのことに関しては見当が必要だと思われる。

この実際に他の研究で非対話文として紹介されている文も「は」により、対話文的4に変化する。

(26) 梢の葉がさらさらと音を立て、遠くの方で

犬の泣く声が聞こえた。(益岡 2007 p75 より)

(26') 梢の葉がさらさらと音を立て、遠くの方で犬の泣く声が聞こえはした。

しかしこれも受け手の感覚により左右されるものなので、その方法論を含めより範囲を広げて「モダリティのは」の存在を確かなものとするを、のちの課題としていきたい。

6：現代語の述語内の「は」

ここで取り上げられた例文はその多くが1990年以前のものである。この以降ではモダリティ的な意味を担う「は」の使用例は現代文では用例が減っている。これは「は」の情報調整の機能が現代ではあまり必要とされていないか、特徴の薄いものだと考えることができる。しかしそのすべてが姿を消したわけではない。例えば

(27) 「誰をマレーシアに運ぶのか、教えてはくれないんだな？」(マンガレーイン)

この文は判断の問いかけ文に「は」が出現した形である。しかし「～くれない」という形からもわかるように依頼文がその中に内包されたものになっている。つまりこの「は」も依頼文と同様に「不成立可能性」を示唆しての意図の確認だと考えることができる。このように時代を経ても残る「モダリティのは」を考察することで、この「は」の本質的な機能をとらえることも可能になると思われる。

他に<～テハダメダ、イケナイ>形として以下の用な例があった。

(28) 「～一緒にいてはだめだと思ったんだ」(金のゆりかご)

(29) 「～箸をつけてはいけないと思ったのか」(青雲遙かに)

このようにテハ条件文と似た性質をもったものとしての、述語内の「は」の使用はよくみられる。<～テハダメダ、テハイケナイ>形がその用例を多く残しているのに対し、述語部の用例が減少し

ているのは<テハイケナイ形>が述語部の「モダリティのは」ともまた違った語彙をもっているためという可能性が考えられる。他にも依頼、命令文にはテハ形の出現しかなかったものの意志形には両方が存在する違いなどにも、テハ形文の機能をさぐる切掛けになっていくと思われる。以上も今後の課題としたい。

- 1、引用文への下線は筆者による
- 2、モダリティの分類は仁田 1991 では依頼のモダリティ、表出のモダリティ、判断のモダリティ、問いかけのモダリティの四分割にされている。今回はこのうち依頼のモダリティと表出のモダリティにのみ扱う。
- 3、?は不自然な文に、*は非文を意味する。
- 4、対話態度のモダリティとは益岡 2007 で、「特定の聞き手に対する発話かどうか」という観点での発話類型の分類法である。

引用

芥川竜之介「或恋愛小説」、有島武郎「或る女」、北川歩実「金のゆりかご」、国枝史郎「神秘昆虫館」、佐藤雅美「青雲遙かに大内俊助の生涯」、馳星周「マンゴー・レイン」

参考文献

青木伶子 2002「現代語助詞「は」の構文論的理解」
奥津敬一郎他 1986『いわゆる日本語助詞の研究』
(凡人社)
尾上圭介 1977「語列の意味と文の意味」『松村
明教授還暦記念論集「国語学と国文学」』明
治書院
1977「提題論の遺産」『言語』6-6
1979「助詞「は」研究史における意味と文法」
『三十周年記念論集・神戸大学文学部』
1981「「は」の係助詞性と表現的機能」『国語
と国文学』58-5
1986「感嘆文と希求・命令文—喚体・述体概
念の有効性—」『松村明教授古希記念論集』
明治書院
1995「「は」の意味分化の論理—題目提示と
対比」『言語』24-11

2002「係助詞の二種」『国語と国文学』79-8
金子尚一 1994「条件形、テハ /—テバとその用
法をめぐって」『国語学解釈と鑑賞』59-1
川俣沙織 2010「現代語「は」の「絶対的な取り
立て」用法について」
澤田美恵子 2007「現代日本語におけるとりたて
助詞の研究」くろしお出版
定延利之 1995「心的プロセスからみた取り立
て詞モ・デモ*」『日本語の主題と取り立て』
くろしお出版
田中 寛 1997「テハ条件文の構造と談話的な機
能」早稲田大学日本語研究教育センター紀要
9号
田野村忠温 1991「「も」の一用法についての覚書
—「君もしつこいな」という言い方の位置づ
け—」『日本語学』10-9
寺村秀夫 1991『日本語のシンタクスと意味Ⅲ』
くろしお出版
土岐留美江 2012「意志表現とモダリティ」『ひつ
じ意味論講座4 澤田浩美編』
仁田義雄 1991『日本語のモダリティと人称』ひ
つじ書房
1995「シテ節の「ハ」による取り立て」『阪
大日本語研究7』
1981「可能性・蓋然性を表すムード」『国語
と国文学』58-1
1989「意志動詞と無意志動詞」『言語』17-5
沼田善子 1994「その後の「も」—「も」の意味
を再考する—」『文芸言語研究 言語篇』筑波
大学文芸言語学系
森山卓郎 1990「意志のモダリティについて」『阪
大日本語研究2』
野田尚史 1994「仮定条件のとりたて—「～ても」
「～ては」「～だけで」などの体系—」『日本語
学』13-9
蓮沼昭子 1987「条件文における日常的推論—「テ
ハ」と「バ」の選択要因をめぐって」『国語学』
150
半藤英明 2006『日本語助詞の文法』新典者
2012「終助詞とモダリティ」『ひつじ
意味論講座4 澤田浩美編』
堀川智也 2012『日本語の「主題」』ひつじ書房
益岡隆志 1987「モダリティの構造と意味—価値

助詞「は」のモダリティを表す機能について

判断モダリティをめぐって一 『日本語学』

6-7

1991 『モダリティの文法』 くろしお出版

2007 『日本語のモダリティ研究』 (々)

三井正孝 1994 「<達成>のモ —所謂<やわら

げのモ>—」 『森野宗明教授退官記念論集』

山中美恵子 1991 「「も」の含意について その1

—「対象集合」「EXPECT 値」「内部対照集合」

—」 『日本語・日本文化』 17